規

則

号外第七十三号

平成三十年(金曜日)

目 次

規 則

○旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める

(保健衛生課) …]

○青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………

同

· :-

次のように改正する。

則をここに公布する。

旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則の一部を改正する規

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村 申

吾

青森県規則第三十六号

旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則の一部を改正す

月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。 旅館業の施設に係る衛生措置の基準に関する特例を定める規則 (昭和四十五年十一

条第二号」を「第四条第二号」に改める。 第一条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、 同条第二項中 「第五

第二条第一項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月六日

青森県知事 三 村

申

吾

青森県規則第三十七号

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

青森県旅館業法施行細則 (昭和二十四年十一月青森県規則第百二十四号)の一部を

第2項第1号から第3号まで」を「第3条第2項各号の」に改め、同様式の別紙中 「和式」を「歳合浦」に、 第一号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に、「第3条 「洋式」や「寝台有」に、「玄関帳場」や「玄関帳場等」

に改める。 第二号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に、 「第3条

第2項第3号」を「第3条第2項各号」に改める。

第2項第1号又は第2号」や「第3条第2項各号(第7号を除へ。)」に改める。 第三号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に、「第3条

この規則は、公布の日から施行する。

附

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)